

回 覧

令和6年4月25日

都賀地域の皆様へ

栃木市地域クリーン推進員連合会都賀支部

令和6年度 環境美化運動 (都賀地域一斉清掃活動)の実施について

本会の活動及び地域の環境美化につきましては、日頃より特段のご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度の美化運動につきまして、下記日程にて実施することが決定しましたのでお知らせいたします。

なお、美化運動は強制ではなく自治会ごとに実施の有無を検討いただきますが、地域をきれいでより良いものとするため、奮ってご参加いただけますと幸いです。

《注意事項》

※実施の有無については自治会ごとに決めていただきます。

※各自治会長及び地域クリーン推進員には事前に美化運動の実施に関する通知を送付してありますので、実施の有無等詳細については、各自治会長及びクリーン推進員にお問い合わせください。

※美化運動は市民の皆様の参加を強制するものではありません。

記

1. 日 程 令和6年5月26日(日)

2. その他 ・回収用のごみ袋(燃やすごみ 45ℓ、燃やさないごみ 45ℓ)各 10 枚は、自治会長もしくはクリーン推進員に配布済みです。

(※足りない場合は各自治会でご用意ください)

・回収したごみは、原則としてごみステーションに出してください。

(袋に『美化活動』と記入し、ごみカレンダーの曜日どおりに排出。)

・ごみの分別にご協力ください。

(※明らかに分別されていないごみは回収されません)

(※タイヤ等投棄された産業廃棄物は回収できません)



裏面あり

栃木市地域クリーン推進員連合会
都賀支部 事務局(都賀総合支所内)
担当：渡邊
TEL：29-1100

美化活動で拾ったごみの出し方について

令和6年5月26日(日)に美化運動を実施いただく場合は、下記の点にご注意ください。

1. 美化活動で拾ったごみの回収について

原則として、ごみステーションに出してください。

美化活動で拾ったごみは、袋に『美化活動』と記入し、翌日【5月27日(月)】以降、ごみカレンダーどおりの曜日に各ごみステーションに出してください。

※建築廃材やタイヤ等の投棄された産業廃棄物は回収できません。

2. ごみの回収依頼について

回収量が大量(45ℓの袋で30袋以上)で、回収を依頼する場合、5月10日(金)までに自治会の代表者(自治会長 or クリーン推進員)が『美化運動に伴う回収依頼書』を都賀地域づくり推進課に提出ください。

3. ごみの出し方について

ごみは分別してください。

- 汚れているペットボトルは「もやすごみ」としてください。
- 汚れているカン・ビンは「もやさないごみ」としてください。
- 乾電池やライター、スプレー缶は、「有害ごみ」としてください。
- 回収できないごみは下記のとおりです。
 - ・明らかに分別されていないごみ
 - ・家庭の清掃で出たごみ
 - ・会社等の清掃で出たごみ
 - ・イベント(お祭り等)で出たごみ
 - ・自治会公民館等のごみ
 - ・特定の団体が管理している土地や建物のごみ
 - ・建築廃材やタイヤ等の投棄された産業廃棄物 など

(2) 回収場所

回収依頼をした場合、回収場所は1箇所にとめてください。

(3) ごみ袋

ごみ袋は指定袋(「もやさないごみ」は中身の見える袋)を使い、袋の口をしぼって出してください。

※落ち葉、草などは「もやすごみ」の指定袋に入れてください。

※木枝は、太さ10cm以下、長さ60cm以下に切って束ね、ひもでしばって出してください。